

「江南市下水道事業経営戦略（案）」に関するパブリックコメントの結果について

- (1) 意見の募集期間 令和2年12月21日（月） から
令和3年1月20日（水） まで
- (2) 意見を提出された方 4名
- (3) 意見の件数 12件
- (4) 意見の概要及び市の考え方（※意見の概要につきましては、要約しています。）

【下水道の整備予定区域について（1）】

No. 1

意見の概要	従来下水道処理予定計画区域から、市街化調整区域全体を除外しようとするものが今回の案となっています。根拠として、財政運営上・人口減少等社会情勢の変化・有収水量の減少・低い水洗化率・投資効率の悪さ等を挙げていますが、オブラートに包むような、一見して意味が分からないように提示せず、はっきりと「今後人口減少が見込まれ、投資効率が悪く、税金を投入する価値がない」ため、「処理予定計画区域から市街化調整区域全域を除外する」と記載すべきです。
市の考え方	経営戦略（案）21頁では、下水道の整備区域は市街化区域を原則とすることについて記載していますが、整備区域を縮小したことがわかるような表記として、「下水道の整備区域は、当初の計画では市内のほぼ全域を整備対象としていましたが、」を、「(1) コンパクト・プラス・ネットワークの実現」の文頭に追記します。

【下水道の整備予定区域について（2）】

No. 2

意見の概要	貴市の下水道事業は、生活環境の改善、浸水被害の軽減、公共用水域の水質保全を目的とし、その達成手段として公共下水道事業を位置づけました。普遍的ともいえるべき掲げた目的の達成は、財政運営上・人口減少等社会情勢の変化・有収水量の減少といった行政事情で左右されるものであってはなりません。各種事情により目的達成速度の変更はありえますが、普遍的な目的は堅持されなければなりません。
市の考え方	平成26年に汚水処理を所管する三省（国土交通省、農林水産省、環境省）より、下水道、合併処理浄化槽といった汚水処理施設の未整備区域について、経済比較を基本としつつ時間軸の観点を盛り込み、10年程度を目途に汚水処理の概成（汚水処理施設の整備が概ね完了すること）をめざした手法を検討するという考え方が示されました。 市内のほぼ全域を下水道で整備する従来の計画では、整備完了までに30年以上の長期間を要し、また多額の費用が発生します。整備に長期間を要する地域については、早期に汚水処理が概成可能な手法を導入するなど、弾力的な対応が求められることから、財政負担と住民負担のバランス並びに整備時期、水質保全効果等を総合的に考慮し、下水道の整備区域は原則市街化区域としました。

【下水道の整備予定区域について（3）】

No. 3

<p>意見の概要</p>	<p>五条川右岸浄化センターの排出基準はBOD10mg/ℓであり、20mg/ℓまでしか処理できない合併処理浄化槽では公共用水域の水質悪化に与える影響は倍となるため、公共用水域の水質保全上無視できません。加えて、浄化槽の維持管理が法律にのっとって適正に管理され続けられる保証はなく、基準外汚水の流出も想定されます。また、浄化槽の維持管理費用は、下水道に比べて割高となり、下水道計画区域外の住民は生涯、割高な負担に耐えるしかなくあまりにも理不尽です。</p> <p>そもそも浄化槽は下水道のない地域で、あくまで便宜上設置し、本来、道路排水目的の側溝に、必要悪としてやむを得ず、目をつむって流しているのがリアルな実態です。</p> <p>今回の市の方針転換は、時代への逆行そのものであるため、元の整備計画に戻すことを求めます。</p>
<p>市の考え方</p>	<p>No. 2のご意見での市の考え方に基づき、下水道の整備区域を縮小し、市街化調整区域では合併処理浄化槽の普及を促進することとしています。</p> <p>近年の合併処理浄化槽は、下水道と同程度の性能を持つことから、正しい使い方と適正な維持管理を行えば、本来の機能を十分に発揮できるため、今後は合併処理浄化槽の適正な維持管理が重要となってきます。また、下水道使用料改定の検討の際には、汚水処理費用の公平性も考慮して検討を進めていきます。</p>

【下水道の整備予定区域について（4）】

No. 4

<p>意見の概要</p>	<p>江南団地地区と前野工業地区が整備未定地区とされています。また、下水道は令和6年度に整備を完了し、その後は、施設・設備の維持管理及び更新を行う予定と提案されており、この二つの地区はなぜか除外区域として扱われています。</p> <p>両地区とも接続管さえ整備すれば、水洗化率100%が達成可能となる市内で最も水洗化しやすく、赤字の縮小に大いに貢献する地域なのに、なぜわざわざ整備計画に盛り込まないのか全く説明がなく、欠陥計画であることを露呈しています。</p>
<p>市の考え方</p>	<p>江南団地及び前野町東地内（前野工業地区）については、地元地区や企業との調整を行っている段階であり、整備時期は未定となっています。このため、現状では整備計画から除外しているものではありませんが、経営戦略（案）の投資・財政計画には反映させていません。</p> <p>なお、市街化区域の整備について、経営戦略（案）6頁などの表記を「令和6年度に整備を完了」から「一部の地域を除き令和6年度に整備を完了」に修正します。</p>

【下水道の整備予定区域について（５）】

No. 5

意見の概要	<p>下水道の整備予定がない区域に住んでいますが、同じ税金を払っている市民としては、市の中心部しか下水道が整備されないことに不公平を感じます。</p>
市の考え方	<p>No. 2のご意見での市の考え方に基づき、下水道の整備区域を縮小し、市街化調整区域では合併処理浄化槽の普及を促進することとしています。</p> <p>なお、市街化区域にお住まいの方には、都市計画税が課税され、道路や下水道の整備費用に充てています。</p>

【下水道使用料の改定について（１）】

No. 6

意見の概要	<p>「普及率が低い段階では十分な使用料収入が得られないため、汚水処理に要する費用を下水道利用者だけで負担することは困難であることから、一般会計繰入金を活用することはやむを得ませんが、段階的に使用料へ転嫁する必要があります。」とありますが、普及率が低い段階とは何をさすのかの基準には全く踏み込んでいないにもかかわらず、基準外繰入金の削減を前提とした試算を行い、2回の値上げにより収益的収支を黒字化するとし、比較対象とされている県下自治体で、最も高額となる料金設定を提起しています。</p> <p>しかし、どのような普及率になったら、どのような基準で繰入金を投入すべきかを全く検討することなく、段階的に使用料に転嫁する必要がある点だけを取り上げて試算し、料金引上げだけで収支の黒字化を弾き出すといった矛盾に満ちた試算設定であり、科学的な検証に耐えられないため、下水道事業の今後のためにも料金の値上げは撤回が最善の道と考えます。</p>
市の考え方	<p>普及率が低い段階とは、一般に下水道の整備を続けている段階をさしますが、本市の場合、市街化区域の整備を完了したとしても普及率は50%に到達せず、誤解を招きかねない表記のため、経営戦略（案）5頁の表記を「普及率が低い段階」から「供用開始から経過年数が短い段階」に修正します。</p> <p>下水道は独立採算により経営する事業であることから基準外繰入は抑制すべきと考えており、将来の更新投資等に対しても安定して下水道サービスが供給できるよう、下水道使用料の改定を通じて下水道利用者による適正な負担となるよう検討するなど適正な財源の確保に取り組むこととしています。</p> <p>なお、国の地方財政措置は使用料単価150円を前提として行われており、最低限行うべき経営努力として150円はめざすべき水準であるとされているため、投資・財政計画では使用料単価を令和5年度に135円、令和9年度に150円に段階的に改定すると仮定しており、今後は投資・財政計画に基づき、使用料の見直しを検討していきます。</p>

【下水道使用料の改定について（2）】

No. 7

<p>意見の概要</p>	<p>下水道事業の初期投資時期は、採算の度外視は常識です。この時期の経営の基本方針は、生じる赤字の縮小のため、供用開始地区ごとに一刻を争って接続を推進することしかありません。使用料について、当然、水洗化推進の障害となるような高額な料金設定は控えざるを得ません。</p> <p>まずは最終の供用開始から少なくとも2年間程度は料金見直しの検討に手を染めるべきではないと考えます。さらに言えば、全面的な財政見直しに着手するとしたら、全力で水洗化を進め供用開始地区全体で90%以上の水洗化率を目途にすべきと考えます。</p> <p>これまで市内全域を整備する想定で、下水道施設を過大投資しており、その過大投資分や水洗化の遅れによる収支不足を善意の利用者に肩代わりさせるのは信義に反すると考えます。収支不足の分は、一般会計からの補填措置を検討することが大事であり、行政の不備や計画の遅れなどを簡単に善意の利用者に転嫁することのないよう慎重な検討を求めます。</p>
<p>市の考え方</p>	<p>企業会計へ移行し、投資・財源試算をする中で、下水道事業を安定的に経営するためには早期の使用料改定が必要となることが明確となりました。使用料改定を先延ばしし、必要な財源を確保しようとした場合、改定率が大きくなり、市民への影響も大きくなる可能性があることから、整備途中となりますが、改定率を抑えて段階的に改定するためにも早期に使用料を改定することが必要だと考えています。</p> <p>また、水洗化率の向上は使用料収入を増やすうえで重要であるため、経営戦略（案）26頁では、「加入促進への取り組みに関する事項」として、効率的な啓発活動の推進等に取り組むこととしています。</p> <p>なお、処理場などの下水道施設は整備区域の拡大に合わせて段階的に整備していますので、整備区域縮小による影響は大きくないものと考えています。</p>

【財政に関する課題について（1）】

No. 8

<p>意見の概要</p>	<p>「水洗化率は比較団体と比べて低い。」とありますが、比較条件が対等でなく、また近隣市町でも条件がほぼ同一なのは扶桑町だけなので、扶桑町との比較をすべきである。また、「比較団体に比べて企業債及び一般会計繰入金への依存度が高い。」や「比較団体に比べ、使用料収入が少なく一般会計への依存度が高い。」とありますが、整備真最中の江南市や扶桑町がいびつなだけであって、比較団体との差を持ち出すのはおかしいのではないのでしょうか。</p>
<p>市の考え方</p>	<p>比較のわかりやすさから近隣市町を比較団体に選定しているほか、供用開始後の年数や人口密度などから区分した総務省の定める基準による同じ区分の団体を、ほぼ同一条件の類似団体として比較団体に選定しており、それらの団体と比較しても水洗化率などの数字は劣っています。</p>

【財政に関する課題について（2）】

No. 9

意見の概要	「使用料水準が全国平均と比較して低い。」とありますが、県下平均をすでに上回っており、比較団体中3番目の高い水準にあり評価そのものが間違っています。
市の考え方	平成30年度末の本市の使用料単価の水準は約120円であり、愛知県平均の117円と同水準、全国平均の138円に比べると低い水準となっています。

【投資・財政計画について】

No. 10

意見の概要	令和2年度から企業会計方式を採用したからといって、下水道事業を利益重視（黒字が原則）とする立場に執着することはありません。昨年まで特別会計方式で処理してきたように、どの方式であれ、事業資金の枯渇を生じさせないよう資金手当てをきちんと管理することが原則で、経常利益などはトントンで最良の経営とする立場で財務の見通しを立てるべきだと考えます。
市の考え方	<p>企業会計方式に変わったことにより考え方が変わったわけではありません。企業会計へ移行し、財務の状況が明らかとなったことにより、将来にわたって安定的に下水道事業を運営するために必要な資金が明確となったものです。</p> <p>企業会計方式での財務分析を活用し、下水道施設の将来の更新費用等に対しても安定して下水道サービスが供給できるよう、適切な財源の確保に取り組む必要があるため、利益を見込まない財務の見通しではなく、現時点から使用料改定など収益の黒字化をめざすのは必要であると考えています。</p>

【使用料収入と経費回収率について】

No. 11

意見の概要	使用料収入と経費回収率の関係について、使用料収入が令和10年度から令和11年度にかけて微増予想であるのに対し、経費回収率が大幅に向上する見通しなのはなぜでしょうか。
市の考え方	<p>下水道事業は、原則、使用料収入によって必要な資金を賄う事業とされていますが、国の基準により一般会計から繰り出される基準内繰入金認められています。下水道事業の整備費用が割高となる性質から、利用者負担の軽減を図ることを目的として、使用料単価が150円以上となった2年後より、基準内繰入金を活用することが可能となるため、経費回収率の算定に加味することができます。</p> <p>経営戦略（案）では、令和9年度に使用料単価を150円に改定すると仮定していることから、経費回収率は令和11年度から大幅に向上する見通しとなっています。</p>

意見の概要	広報に「個別回答はしません」とありますが、意見募集のみして、どのように処理するのか明記しないのはなぜでしょうか。
市の考え方	広報こうなんや市ホームページでは、「寄せられた意見は、参考とさせていただきます、取りまとめて公表します」としています。 パブリックコメントでは、計画案に対して広くご意見を募集することから、個別に回答することは行っていないませんが、趣旨・内容が類似しているご意見は、内容ごとに整理して、市の考え方や計画書への反映について明記し、公表するものとしています。